

浜松市根洗学園 サービス利用契約 重要事項説明書
保育所等訪問支援事業
令和7年度

* 重要説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
説明するものです。

☆ 目 次 ☆

1	サービスを提供する事業者	2
2	利用施設	2
3	職員の配置状況	2
4	当施設が提供するサービス内容	3
5	サービスの開始	3
6	サービスの終了	3
7	利用料金	3
8	お支払い方法	3
9	利用料金の変更について	4
10	苦情の受付について	4
11	個人情報保護	4

社会福祉法人 ひかりの園
浜松市根洗学園
当施設は児童発達支援センター及び
保育所等訪問事業の指定を受けています。

学校 年

グループ 契約者氏名

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 ひかりの園
所 在 地	浜松市中央区根洗町681番地の5
電話番号	053-437-8289
代表者名	理事長 栗本 昌紀
設立年月日	昭和47年 10月 13日

2. 利用施設

施設の種類	児童発達支援センター
施設の名称	浜松市根洗学園
施設の所在地	浜松市中央区根洗町667番地の1
電話番号・FAX	TEL 053-436-9318・FAX 053-436-9326
統括施設長	松本 知子
児童発達支援管理責任者	中井 果蓮 池野 実佳 高橋 美鈴
施設の運営方針について	<p>理念：□児童憲章の精神に基づき、浜松市全域の発達が気になる乳幼児及び児童の療育を担います。</p> <p>□家庭と協力し合って、子どもの健やかな成長を図ります。</p> <p>□関わる家族、地域の関係機関の期待に応えうるよう常に職員の資質向上に努めます。</p> <p>□地域の関係機関と共に子ども達が安心して育つ環境づくりに努めます。</p> <p>浜松市根洗学園は児童憲章の精神を尊び、幼児期の発達支援を行い、保護者が安心して子育てできるよう、個々の目標や願いの達成に努める。</p> <p>(1) 児童の成長発達を促すため、家庭との連携を密にし、保護者・学園の相互理解を深めるため円滑な意思の疎通を図る。</p> <p>(2) 各児童の発達状態に応じた療育の充実を図る。</p> <p>(3) 地域の中での生活できる力を支援するため、各関係機関と連携を図りながら事業をすすめていく。</p> <p>(4) 子どもの状況と保護者や家族の願いを共有し、今できていることを保護者と職員とが確認し、あきらめず、楽しく、療育の創造・工夫に努め、今できることを積み重ねる。</p>
開所年月日	昭和49年4月1日

3. 職員の配置状況

令和7年5月現在

職 種	常勤	非常勤
1、 施設長（管理者）	1名	
2、 児童発達支援管理責任者	3名	
3、 保育士・児童指導員	6名	5名
4、 事務員	3名	1名
合計	13名	6名

職員の有する資格（上記以外・兼務）

保育士	4名	児童発達支援管理責任者	3名
公認心理師	1名	相談支援専門員	0名
社会福祉士	1名	作業療法士	2名
言語聴覚士	2名		

4. 当事業が提供するサービス内容

- (1) 幼稚園・保育園・こども園・学校を訪問し、子どもの園や担当者と一緒に考え、支援方法について共通理解を図ります。また、保護者の意向に合わせた支援の調整等
- (2) 各機関との連携調整支援
- (3) 言語聴覚士、作業療法士、心理等専門職が関わったサービス
- (4) その他保護者及び関係機関との協議により必要と認めたサービス

5. サービスの開始

- (1) 利用申し込みは、サービス利用申し込みを提出の上、お住まいの区の社会福祉課に申請してください。その後、相談支援事業所にて面接を行い、計画案を作成します。区役所で給付決定を行った後、当施設と契約をし、利用が開始されます。
- (2) 上記のサービス内容の内、隨時行っておりますサービスについては、直接当園にお申し込み下さい（申請書等の提出を含めて）。
- (3) サービス内容の利用方法に協議が必要なものについては、個々にサービス利用面接を実施し、決定します。

6. サービスの終了

- (1) 利用者・保護者の都合でサービスを終了する場合
 - ・サービス終了の1ヶ月前までに文書でお申し込下さい。
- (2) 当園の都合でサービスを終了する場合
 - ・やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合サービス終了1ヶ月前までに文書で通知します。

7. 利用料金

- * 3歳児から5歳児（年少から年長）は施設サービス利用料が無償になります。
- * それ以外の学年の方は要した経費の一割（ただし、所得に応じて決定された負担上限月額を上限とします）をご負担いただきます。各ご家庭の負担上限月額については児童通所サービス受給者証をご確認ください。
- ・施設サービス利用料は利用したサービスの内容により決定され、利用した実績（日数）に応じて1ヶ月の施設サービス利用料が決定されます。詳しくは以下の算定方法をご確認ください。

□施設サービス利用料(保育所等訪問支援給付費)

- (1) 保育所等訪問支援給付費 月2回（最大）
- (2) 訪問支援員特別加算（発達支援の業務従事10年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上の職員が行った場合と発達支援の業務従事5年以上10年未満又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上5年未満の職員が訪問支援を行った場合で加算が異なります）
- (3) 保育所等訪問初回加算（サービスの利用を開始した月に児童発達支援管理責任者が行った場合）
- (4) 多職種連携加算（訪問員と一緒に専門職員が2名で訪問をした場合）
- (5) ケアニーズ対応加算（訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児の支援や医療的ケアを支援の中で行った場合）
- (6) 強度行動障害児支援加算（強度行動障害支援者がそれを有する児に支援を行った場合）
- (7) 利用者負担上限額管理加算（事業者が利用負担合計額の管理を行なった場合）
- (8) 特別地域加算（中山間地域等に移住している者に対して訪問支援を行った場合）

- (9) 家族支援加算Ⅰ 家庭訪問（1時間以上か未満かで加算が異なります）
 個人面談（施設での対面の相談援助等）オンラインでの相談援助
- (10) 家族支援加算Ⅱ（グループ単位の対面援助、オンラインの相談援助）
- (11) 関係機関連携加算（関係機関と連携し個別支援計画を作成する為に会議を開催した場合）
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算（福祉職員の処遇を改善するための加算です）

◆保育所等訪問支援給付費

基本部分	I、発達支援の業務従事10年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上	1921単位
	II、発達支援の業務従事5年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上5年未満	1771単位
	III、その他	1071単位

▽該当する場合、給付費の基本部分が変更になります

一人の訪問員が複数の児に支援した場合	I の職員が行った場合	1787単位
	II の職員が行った場合	1647単位
	III の職員が行った場合	996単位

△該当する場合、次の加算が追加されます

初回加算	200単位		
多職種連携加算（月1回を限度）	200単位		
ケアニーズ対応加算	120単位		
強度行動障害児支援加算	200単位		
利用者負担上限管理加算（月1回を限度）	150単位		
特別地域加算	基本部分Ⅰの職員の場合	288単位	複数児
	基本部分Ⅱの職員の場合	266単位	
	基本部分Ⅲの職員の場合	161単位	

△実施した場合、次の加算が追加されます

※オンラインについては導入方法を検討段階です。

家族支援加算（Ⅰ） (月2回を限度)	イ. 居宅を訪問（1時間以上）	300単位
	ロ. 居宅を訪問（1時間以内）	200単位
	ハ. 事業所等で対面	100単位
	二. オンライン※	80単位
家族支援加算（Ⅱ） (月4回を限度)	イ. 事業所等で対面	80単位
	ロ. オンライン※	60単位
関係機関連携加算（月1回を限度）		150単位

ここまで合計が所定単位となります。

先の単位に以下の加算が追加されます。

福祉・介護等処遇改善加算	1月につき、所定単位×129／1000
--------------	---------------------

- ・単位合計×10.19（一単位単価）＝利用金額となり、自己負担金額は無償化対象児を除き、利用金額の一割です。（負担上限月額以上の負担はありません。各家庭の負担上限月額は児童通所サービス受給者証をご確認ください）
- ・浜松市の地域区分は7級地となり、一単位単価は10.19円です。浜松市より利用料金の承認を受けています。

8. お支払い方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、学園より請求します。

【支払い方法】

- ・ 学園より預金口座振替依頼書をお渡しします。引き落とし口座の登録をお願いします
- ・ 翌々月の27日(休日の場合はよく営業日)に登録していただいた口座より引き落としします。
- 自動払込が行われた場合は通帳に「ヒカリノソノ」と印字されます。印字をもって領収完了とさせていただきます。後日領収書が送付されますが、再発行は行いません。
- ・ 引き落としができない場合はご連絡しますので、事務所窓口でお支払いください。

9. 利用料金の変更について

当園は、国の法律の変更があった場合は、保護者に文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

- ① 保護者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- ② 事業所は料金変更の了解を得られるよう説明等努力したにもかかわらず、保護者が料金の変更を承諾しない場合、当施設に対して文書で通知することにより本契約を解除することができます。

10. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

- ・当施設における苦情やご相談は以下の担当者が受け付けます。

◇ 苦情解決責任者	施設長	松本 知子
	統括コーディネーター	荻原 晴美
◇ 苦情受付担当者	園長補佐	野島 いずみ
◇ 受付時間	月曜日～金曜日	8：30～17：00
	土曜日	8：30～12：30

(2) 第三者委員

小出 隆司 TEL475-0448 浜松市中央区和合町176-204
久保田 翠 TEL476-0703 浜松市中央区富塚町3916-50

(3) 静岡県福祉サービス運営適正化委員会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70県総合福祉会館内
電話・FAX共 054-653-0840

11. 虐待対応窓口について

児童福祉法第25条、児童虐待防止法の規定により、虐待を確認した際には児童相談所への通告義務があります。その上で当事業所では虐待対応の問い合わせについて適切に対応する体制を整えています。

(1) 当事業所における虐待の受付

当事業所においての虐待のご相談は以下の担当者が受け付けます。

◇虐待対応責任者	施設長	松本 知子
◇虐待対応受付責任者	児童発達管理責任者	中井 栄蓮

12. 個人情報保護

(1) 個人情報保護に関する規程

①個人情報保護に関する規程については、個人情報の管理規程及び開示規程に定めます。

②当施設における個人情報に関する相談窓口は以下の担当者が受け付けます。

- ◇ 個人情報窓口担当者 ひかりの園 法人本部
- ◇ 個人情報管理者 施設長 松本 知子
- 統括コーディネーター 萩原 晴美
- ◇ 個人情報担当者 園長補佐 野島 いずみ

指定児童発達支援センター「浜松市根洗学園」利用にあたり、保護者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な説明をしました。

令和 年 月 日

事業者所在地 浜松市中央区根洗町681番地の5

名称 社会福祉法人 ひかりの園
代表者氏名 理事長 栗本 昌紀 印

説明者 所属 浜松市根洗学園
 施設長 松本 知子 印
 説明者氏名 池野 実佳 印

私は契約書ならびに本書面により、これから利用する児童発達支援センター「浜松市根洗学園」の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

令和 年 月 日

契約者住所 浜松市 区
契約者氏名
保護者氏名 印